

国立研究開発法人科学技術振興機構（J S T）
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（S T A R T）
調査員・主任調査員（技術系）の募集

国立研究開発法人科学技術振興機構では、『研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（S T A R T）』を推進しています。

S T A R Tでは、事業化ノウハウを持った人材（「事業プロモーター」）ユニットを活用し、大学発ベンチャーの起業前段階から、研究開発・事業育成のための公的資金と民間の事業化ノウハウ等を組み合わせることにより、リスクは高いがポテンシャルの高い技術シーズに関して、事業戦略・知財戦略を構築しつつ、市場や出口を見据えて事業化を目指します。これにより、大学等の研究成果の社会還元を実現しつつ、持続的な仕組みとしての日本型イノベーションモデルの構築を目指します。

本事業が円滑に推進されるように事業運営に当たっていただける調査員を募集致します。

■職種

調査員（技術系）もしくは主任調査員（技術系）

■職務内容

1. 「研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム」に係る
 - (1) 事業参画者・プロジェクト^注との計画等調整、実施状況管理
 - (2) プロジェクトおよび事業化支援活動の進捗状況把握・調査
 - (3) プロジェクト推進および事業化支援活動に係る利益相反事例に関する確認
 - (4) 大学発新産業創出プログラムの推進に係る外部有識者委員会の運営支援
 - (5) シンポジウム開催運営支援等の事業広報
2. その他J S Tが特に必要と認める業務

注) プロジェクト：事業化ノウハウを持った人材（事業プロモーター）のマネジメントのもとで大学等が推進する研究開発プロジェクト

※事業内容の詳細について

→URL：<http://www.jst.go.jp/start/index.html>

■採用予定人数

1名

■応募資格（要件）

- ・理系の修士号を取得していること。もしくは企業での技術開発の経験を少なくとも2年以上有すること。
- ・大学発新産業創出プログラムの関係者（大学等の研究者や事務局、ベンチャーキャピタル等）と計画書や報告書等の書類の記載内容の調整や、審査会やシンポジウム等のイベント開催の調整を図ることができるコミュニケーション力を有すること。
- ・業務において英会話およびEメールでの交渉する能力を有すること。
- ・外部有識者が参加する会議の運営に従事した経験を有すること。
- ・OA操作において、WINDOWS、Microsoft Word/Excel/Power Point/Outlookの使用経験があり、業務遂行上支障がないこと。

■着任時期

平成28年1月1日以降（適任者と相談の上、決定）

■任期

◆単年度契約

※契約更新については、人事評価等によりJSTが必要と判断した場合に限り可能。

※更新回数は4回を限度とする。

※但し、事業年度中に65歳に達する時は、更新回数に関わらず当該事業年度末日をもって雇用契約を終了する。

■提出書類

◆履歴書（写真添付）及び職務経歴書 【様式自由】

※連絡先に電話（携帯等）、E-mailアドレスを記載してください。

※ご提出いただいた書類については返却できませんのでご了承下さい。

※応募に際していただいた情報に関しては選考目的以外には一切使用いたしません。

■応募方法

提出書類を下記書類提出先までEメールで送付のこと

■応募期限

随時選考し、適任者が決まり次第締め切ります。

■選考方法

書類選考、面接審査により選考いたします。

※書類選考合格者のみ面接試験を実施いたします。

※選考内容に関するご質問、お問い合わせ等は一切受付いたしません。

■勤務地

国立研究開発法人 科学技術振興機構 東京本部別館

(東京都千代田区五番町7 K's五番町)

■勤務時間 選択制…上司と調整の上、個人が選択

(1) 9:00~17:30

(2) 9:30~18:00

■給与

◆給与については経験等考慮の上、JST規定により決定致します。

360~590万円程度

◆通勤手当はJSTの規定に基づき別途支給。

◆年齢により月給制または年俸制にて支給。

◆各種保険完備。

■休日休暇

JSTの規定による。

完全週休2日制(土・日)、祝日、年末年始、創立記念日、年次休暇、特別休暇

■その他

1. 採用決定し、JSTが直接雇用するに当たっては、身元保証書(保証人2名要※1)および個人番号※2(扶養家族を含む)の提出が条件となります。

2. 上記1.に加え、職場における事故等の緊急時対応のため、緊急時連絡票(本人と本人以外の緊急連絡先を記載したもの)もご提出いただきます。

※1 保証人には両親以外の方を少なくとも1名、非同居人(親も可とします)を少なくとも1名含むものとします。

※2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条に定めるもの(マイナンバー)

■書類提出およびお問い合わせ先

国立研究開発法人 科学技術振興機構 産学連携展開部 START事業グループ

担当：松村、大河原、加藤

〒102-8666 東京都千代田区五番町7 K's五番町

Tel : 03-5214-7054

E-mail : start-recruit@jst.go.jp

※ご不明な点やご質問等に関しましては、上記照会先にてご確認ください。